

「 ア 法第7条の3第1項の 特定工程に係る建築物 (法第7条の3第5項の 中間検査合格証の交付を 受けたものに限る。)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	”	11,000円	
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	”	16,000円	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	”	21,000円	
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	”	31,000円	
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	”	51,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	”	71,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	”	140,000円	
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	”	220,000円	
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	”	440,000円	
イ ア以外のもの	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	(ア) 法第7条の5に該当する建築物	”	12,000円
		(イ) (ア)以外のもの	”	13,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	(ア) 法第7条の5に該当する建築物	”	14,000円
		(イ) (ア)以外のもの	”	17,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	(ア) 法第7条の5に該当する建築物	”	19,000円
		(イ) (ア)以外のもの	”	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	(ア) 法第7条の5に該当する建築物	”	26,000円
		(イ) (ア)以外のもの	”	32,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	(ア) 法第7条の5に該当する建築物	”	43,000円
		(イ) (ア)以外のもの	”	53,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	”	75,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	”	150,000円	
床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	”	230,000円		
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	”	460,000円		
中間検査を行う部分の床面積の合計(以下この項において「床面積合計」という。)が30平方メートル以内のもの	”	14,000円		
床面積合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	”	17,000円		
床面積合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	”	23,000円		
床面積合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	”	31,000円		
床面積合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	”	50,000円		
床面積合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	”	70,000円		
床面積合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	”	150,000円		
床面積合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	”	240,000円		
床面積合計が5万平方メートルを超えるもの	”	500,000円		
」				
に、				
「				
(7) 法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	”	33,000円		
」				
を				
「				
(7) 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の申請に対する審査	”	50,000円		
(8) 法第43条第1項ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	”	33,000円		
」				
に、「(8)」を「(9)」に、「(9)」を「(10)」に、「(10)」を「(11)」に、「(11)」を「(12)」に、「(12)」を「(13)」に、「又は第12項ただし書」を「第12項ただし書又は第13項ただし書」に、「(13)」を「(14)」に、「(14) 法第52条第9項、第10項又は第13項」を「(15) 法第52条第10項、第11項又は第14項」に、「(15)」を「(16)」に、「(16)」を「(17)」に、「(17)」を「(18)」に、「(18)」を「(19)」に、「(19)」を「(20)」に、「(20)」を「(21)」に、「(21)」を「(22)」に、「(22)」を「(23)」に、「(23)」を「(24)」に、「(24)」を「(25)」に、「(25)」を「(26)」に、「(26)」を「(27)」に、「(27)」を「(28)」に、「(28)」を「(29)」に、「(29) 法第68条の5の2第2項」を「(30) 法第68条の5の3第2項」に、「(30) 法第68条の5の4第1項」を「(31) 法第68条の5の5第1項」に、「(31) 法第68条の5の5第1項」を「(32) 法第68条の5の6第1項」に、「(32)」を「(33)」に、「(33) 法第85条第4項」を「(34) 法第85条第5項」に、「(34)」を「(35)」に、「(35)」を「(36)」に、「(36)」を「(37)」				

に、「(37)」を「(38)」に、「(38)」を「(39)」に、「(39)」を「(40)」に、「(40)」を「(41)」に、

(41) 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	”	27,000円
--	---	---------

を

(42) 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	”	27,000円
(43) 法第86条の8第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による特例の認定又は変更の申請に対する審査	(ア) 法第6条第1項第4号に該当する建築物	27,000円
	(イ) (ア)以外のもの	120,000円

に、「(42)」を「(44)」に、「(43)」を「(45)」に、

(44) 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	(ア) 小荷物専用昇降機	”	3,000円
		(イ) (ア)以外のもの	”	5,000円
	イ ア以外の場合	(ア) 小荷物専用昇降機	”	4,000円
		(イ) (ア)以外のもの	”	9,000円
(45) 法第87条の2において準用する法第7条第1項又は第18条第15項の規定による完了検査	ア 小荷物専用昇降機	”	8,000円	
	イ ア以外のもの	”	13,000円	
(46) 法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査	”	(44)のア及びイに定める区分に応じ、それぞれ(44)のア及びイに定める額		
(47) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	”	4,000円	
	イ ア以外の場合	”	8,000円	
(48) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第15項の規定による完了検査	”	9,000円		

を

(46) 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	(ア) 小荷物専用昇降機	”	5,000円
		(イ) (ア)以外のもの	”	8,000円
	イ ア以外の場合	(ア) 小荷物専用昇降機	”	8,000円
		(イ) (ア)以外のもの	”	12,000円
(47) 法第87条の2において準用する法第7条第1項又は第18条第15項の規定による完了検査	ア 小荷物専用昇降機	”	11,000円	
	イ ア以外のもの	”	18,000円	
(48) 法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査	”	(46)のア及びイに定める区分に応じ、それぞれ(46)のア及びイに定める額		
(49) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	”	7,000円	
	イ ア以外の場合	”	12,000円	
(50) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第15項の規定による完了検査	”	13,000円		

に、「(49)」を「(51)」に、「(47)」を「(49)」に改め、同項の備考中「表」を「項」に改め、同備考の5中「場合においては」を「ときは」に、「(45)」を「(47)」に改め、同5を同備考の7とし、同7の前に次のように加える。

6 この項の(3)のイの場合において、一の申請に係る計画に(7)及び(イ)の建築物に係る部分が含まれているときは、当該建築物の床面積の合計に応じたイに定める区分に従い、それぞれ(イ)に定める額とする。

別表第1の68の項の備考の4を同備考の5とし、同備考の3中「場合においては」を「ときは」に、「(44)」を「(46)」に改め、同3を同備考の4とし、同備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 この項の(1)のアの場合において、一の申請に係る計画に(7)及び(イ)の建築物に係る部分が含まれているときは、当該建築物の床面積の合計に応じたアに定める区分に従い、それぞれ(イ)に定める額とする。

別表第1の69の項中 「 18,000円 」 を 「 19,200円 」 に、

(2) 建築士法第13条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	〃	15,100円
---------------------------------------	---	---------

を

(2) 建築士法第5条第2項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の書換え交付又は再交付	〃	5,900円
(3) 建築士法第13条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	〃	16,900円

に、「(3)」を「(4)」に、

15,000円
10,000円

 を

17,000円
12,000円

 に改め、同表の74の2の項の次に次のように加える。

74の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区		分		単位	金額
(1) 法第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	ア 当該計画が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合	1戸建ての住宅		1戸	17,000円
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	〃	6,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	5,000円
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	3,000円
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	3,000円
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	3,000円
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	2,000円
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	2,000円
	1棟の戸数が300を超えるもの	〃	2,000円		
	イ ア以外の場合	1戸建ての住宅		〃	44,000円
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	〃	20,000円
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	16,000円
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	13,000円
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	11,000円
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	10,000円
1棟の戸数が100を超え200以下のもの			〃	9,000円	
1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	8,000円			
1棟の戸数が300を超えるもの	〃	8,000円			

(2) 法第8条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 建築をしようとする住宅の構造又は設備の変更	(ア) 当該変更が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合	〃	2,000円		
		(イ) (ア)以外の場合	1戸建ての住宅	〃	15,000円	
			共同住宅、長屋 その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの	〃	7,000円
				1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	6,000円
				1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	5,000円
				1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	4,000円
				1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	4,000円
				1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	3,000円
				1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	3,000円
				1棟の戸数が300を超えるもの	〃	3,000円
イ ア以外の変更	1件	2,000円				
(3) 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査		〃	2,000円			
(4) 法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査		〃	2,000円			

- (備考) 1 この項の(1)又は(2)の場合において、一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、(1)のア若しくはイ又は(2)のア若しくはイに定める区分に応じ、それぞれ(1)のア若しくはイ又は(2)のア若しくはイに定める額を棟ごとに納付するものとする。
- 2 この項の(1)又は(2)の場合において、法第6条第2項に規定する申出があったときは、この項の(1)又は(2)に定める額に、68の項の(1)のアからウまでに定める区分に応じ、それぞれ同項の(1)のアからウまでに定める額を加えた額とする。
- 3 この項の(2)の場合において、一の変更の申請にア及びイの変更が含まれているときは、アに定める額にイに定める額を加えた額とする。

別表第1の75の項を次のように改める。

75 教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下この項において「法」という。)に関する事務

区	分	単位	金額
(1) 法第5条第1項及び第2項並びに第16条の2第1項の規定による普通免許状の授与		1件	3,500円
(2) 法第5条第3項の規定による特別免許状の授与		〃	3,500円
(3) 法第5条第6項の規定による臨時免許状の授与		〃	1,800円
(4) 法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定め	普通免許状に係るもの	〃	3,500円
	臨時免許状に係るもの	〃	1,800円
(5) 法第6条第1項の規定による教育職員検定		〃	1,800円
(6) 法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新		〃	3,500円
(7) 法第9条の2第5項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長		〃	1,800円
(8) 法第15条の規定による免許状の書換え		〃	900円
(9) 法第15条の規定による免許状の再交付		〃	1,200円
(10) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下この項において「改正法」という。)附則第2条第2項の規定による免許状更新講習の課程の修了の確認		〃	3,500円
(11) 改正法附則第2条第4項の規定による修了確認期限の延期		〃	1,800円
(12) 改正法附則第2条第5項の規定による免許状更新講習を受ける必要がない者の認定		〃	3,500円

別表第2中

児童福祉法第18条の8第2項の規定による保育士試験の実施	児童福祉法第18条の9第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の5の(1)に掲げる額
------------------------------	------------------------------	-----------------

を

児童福祉法第18条の8第2項の規定による保育士試験の実施	児童福祉法第18条の9第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の5の(1)に掲げる額
介護保険法第69条の2第1項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護保険法第69条の27第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(1)に掲げる額

に、

建築士法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	建築士法第15条の17第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(2)に掲げる額
-----------------------------------	------------------------------	------------------

を

建築士法第4条第2項又は第3項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録	建築士法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(1)に掲げる額
建築士法第10条の21第1項において読み替えて適用される同法第5条第2項の規定による二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付又は再交付	建築士法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(2)に掲げる額
建築士法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	建築士法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(3)に掲げる額
建築士法第23条第1項又は第3項の規定による建築士事務所の登録	建築士法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(4)に掲げる額

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の60の項の改正規定 平成21年4月1日
- (2) 別表第1の6の項の改正規定（「第115条の29第2項」を「第115条の35第2項」に、「第115条の29第1項」を「第115条の35第1項」に改める部分及び「第115条の29第3項」を「第115条の35第3項」に改める部分に限る。）及び同項の備考の改正規定（「第115条の29第1項」を「第115条の32第1項」に改める部分に限る。） 平成21年5月1日
- (3) 別表第1の33の項の改正規定 平成21年6月1日
- (4) 別表第1の6の項の改正規定（「第115条の29第2項」を「第115条の35第2項」に、「第115条の29第1項」を「第115条の35第1項」に、「指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」を「又は指定地域密着型介護予防サービス事業者」に、

31,700円
35,400円

24,200円
26,700円

に改める部分及び「第115条の29第3項」を「第115条の35第3項」に、

12,000円

10,300円

に改める部分を除く。）及び同項の備考の改正規定（「(8)」を「(12)」に改める部分

に限る。） 平成22年4月1日

(5) 別表第1の74の2の項の次に74の3の項を加える改正規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日

(平成22年度及び平成23年度における介護保険法に関する事務に係る手数料の特例)

2 平成22年度及び平成23年度における次の表の左欄に掲げる研修の実施に係る手数料の額は、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の6の項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ平成22年度にあっては同表の中欄に定める額、平成23年度にあっては同表の右欄に定める額とする。

左 欄	中 欄	右 欄
(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この表において「法」という。）第69条の2第1項の規定による介護支援専門員実務研修の実施	7,600円	13,700円
(2) 法第69条の7第2項の規定による介護支援専門員再研修の実施	7,600円	13,700円
(3) 法第69条の8第2 ア 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務の経験	7,600円	13,700円

項本文の規定による介護支援専門員更新研修の実施	を有しない者に係るもの			
	イ ア以外の者に係るもの(第1回目の更新の場合に限る。)	(ア) (4)のイに掲げる研修の課程を修了した場合	3,400円	5,900円
		(イ) (4)のイ及びイイに掲げる研修の課程を修了していない場合	8,600円	15,400円
(4) 法第69条の8第2項ただし書の規定による知事が指定する研修の実施	ア 介護支援専門員として業務に従事した期間が6月以上の者に係るもの		5,200円	9,500円
	イ アに掲げる研修の課程を修了した者で介護支援専門員として業務に従事した期間が3年以上のものに係るもの		3,400円	5,900円

長寿福祉課

長野県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第9号

長野県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

長野県介護保険財政安定化基金条例(平成12年長野県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1,000分の1」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

長寿福祉課

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第10号

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

長野県立総合リハビリテーションセンター条例(昭和49年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表の1 文書料の項中

1 枚	長野県保健所使用料等徴収条例(昭和39年長野県条例第34号)別表に掲げる額
〃	

を

1 枚	1,700円
〃	1,500円

に改め、同表中

4 特別入院料	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号)第10号に定める点数に100分の15を乗じて得た点数により
---------	---

	算定して得た額に相当する額
--	---------------

を

4 特別室利用料	1人1日	4,200円
5 特別入院料	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号)第10号に定める点数に100分の15を乗じて得た点数により算定して得た額に相当する額	

に、「5 1から4まで」を「6 1から5まで」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

障害福祉課

長野県保健所使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第11号

長野県保健所使用料等徴収条例の一部を改正する条例

長野県保健所使用料等徴収条例(昭和39年長野県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「次の表」に改め、同条に次の表を加える。

区 分	単 位	金 額
(1) 諸証明書の交付	1 枚	1,200円
(2) 治療又は検査	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表により算定して得た額の8割に相当する額。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を1円の単位で四捨五入して得た額とする。	

第3条中「に含まれる検査代を除く初診料及び再診料並びに結核その他の慢性疾患指導料」を削る。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号から第4号までを削り、同条第5号中「前各号」を「前号」に改め、同号を

同条第2号とする。

別表を削る。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

医療政策課

長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第12号

長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例

長野県看護専門学校条例（昭和39年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表を次のように改める。

授業料	入学料	受験料
年額 166,800円	24,000円	9,600円

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日（次項及び附則第4項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条第1項の表の改正規定（受験料に係る部分に限る。）は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県看護専門学校条例（次項において「改正後の条例」という。）第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成22年度及び平成23年度に入学する者に係る授業料の額は、改正後の条例第8条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

年度の区分	授業料
平成22年度	年額 134,800円
平成23年度	年額 150,800円

4 施行日以後において転入学した者に係る授業料の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

医療政策課

長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第13号

長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例

長野県公衆衛生専門学校条例（昭和40年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「2年」を「3年」に改める。

第7条第1項の表を次のように改める。

授業料	入学料	受験料
年額 166,800円	24,000円	9,600円

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日（次項及び附則第4項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条第1項の表の改正規定（受験料に係る部分に限る。）は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日から引き続き在学する者に係る修業年限及び授業料の額は、この条例による改正後の長野県公衆衛生専門学校条例（次項において「改正後の条例」という。）第3条及び第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成22年度及び平成23年度に入学する者に係る授業料の額は、改正後の条例第7条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

年度の区分	授業料
平成22年度	年額 134,800円
平成23年度	年額 150,800円

4 施行日以後において転入学した者に係る授業料の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

医療政策課

貸付金免除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年3月23日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第14号

貸付金免除条例の一部を改正する条例

貸付金免除条例（昭和39年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県医師研究資金貸与規程（平成19年長野県告示第131号）の項の次に次のように加える。

長野県臨床研修医研修資金貸与規程（平成21年長野県告示第155号）	研修資金	(1) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した後、左欄の告示の定めるところにより、指定医療機関において指定診療科の医師としてその業務に従事した場合において、当該従事した期間が研修資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以上となったとき。 (2) (1)に規定する従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、(1)又は(2)に相当するものとして知事が特に必要があると認めるとき。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

医療政策課医師確保対策室

長野県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年 3月23日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第15号

長野県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

長野県精神保健福祉センター条例(昭和47年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条中「及び慢性疾患指導料」を削る。

別表の1 文書料の項を次のように改める。

1 文書料	(1) 診断書	1枚	1,200円
	(2) 諸証明書	〃	1,200円

別表の2 治療又は検査の項中「の8割に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)」を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

健康づくり支援課

動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布します。

平成21年 3月23日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第16号

動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 動物の適正な飼養等(第6条-第10条)
- 第3章 動物の引取り、収容等(第11条-第16条)
- 第4章 緊急時の措置(第17条-第20条)
- 第5章 雑則(第21条-第24条)
- 第6章 罰則(第25条-第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物(哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものに限る。以下同じ。)の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するとともに、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって人と動物とが共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (2) 飼養施設 動物の飼養又は保管のための施設をいう。
- (3) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第26条第1項に規定する特定動物をいう。

(県の責務)

第3条 県は、動物の愛護及び管理に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

(飼い主の責務)

第4条 飼い主は、動物の生態、習性及び生理を理解して、これを適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければならない。

2 飼い主は、動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うようにしなければならない。

3 飼い主(動物の所有者に限る。)は、畜産のために飼養する場合その他の正当な理由がある場合を除き、その所有する動物を終生にわたり飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなったときは、飼養することができる者に譲渡するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、動物の愛護に努めるとともに、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養等

(飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、動物を適正に飼養し、又は保管するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じて適正にえさ及び水を与えること。
- (2) 動物の疾病及びけがの予防等の健康管理を行うとともに、異常を認めたときは、必要な措置を講ずること。
- (3) 動物の適正な飼養又は保管をするために必要なときは、その種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養施設を設けること。
- (4) 動物のふん尿その他の汚物を適正に処理することにより、飼養施設及びその周囲を清潔にし、悪臭及び昆虫等の発生を防止すること。
- (5) 動物が、公共の場所若しくは他人の土地若しくは建物等を損傷し、又は汚物、毛、羽毛等で汚さないようにすること。
- (6) 動物が、その異常な鳴き声、羽毛の飛散等により、人に迷惑を及ぼすことのないようにすること。
- (7) 動物の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走したときは、自らの責任において捜索し、及び捕獲すること。
- (8) その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるおそれがあるときは、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第7条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で、

飼い犬(飼い主が所有し、又は占有する犬をいう。以下同じ。)を常に係留すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 飼い犬を警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の特定の目的のために使用する犬として、その目的のために使用する時。

イ 飼い犬を人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼養し、訓練し、移動し、又は運動させるとき。

ウ 飼い犬を展覧会、競技会、サーカス等の催しにおいて使用する時。

(2) 適正な方法で飼い犬のしつけを行い、特に飼い主の制止に従うよう訓練すること。

(3) 住居の出入口その他の見やすい箇所に飼い犬がいる旨の標示をすること。

(ねこの飼養)

第8条 ねこの飼い主は、疾病の感染の防止、不慮の事故の防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境の保全の観点から、その所有し、又は占有するねこの屋内飼養に努めなければならない。

(多頭飼養の届出)

第9条 犬又はねこの飼い主(法第12条第1項第4号に規定する動物取扱業者その他規則で定める者を除く。附則第3項において同じ。)は、その飼養施設において飼養する犬若しくはねこ(いずれも生後91日未満のものを除く。)の数若しくはこれらの数を合算した数(以下「飼養数」という。)が10に達したとき、又は同一敷地内に飼養施設が2以上存する場合において、これらの飼養施設の飼養数を合算した数が10に達したときは、その日から30日以内に、当該飼養施設の存する敷地ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 飼養施設の設置場所

(3) 飼養数

(4) 飼養施設の概要

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、飼養施設の平面図及び付近の見取図を添付しなければならない。

(変更の届出)

第10条 前条第1項の規定による届出をした者は、同項第1号、第3号又は第5号に掲げる事項に変更があったとき(次項に規定する場合を除く。)は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る飼養数が10未満となったときは、その旨を知事に届け出なければならない。

第3章 動物の引取り、収容等

(犬及びねこの引取り)

第11条 知事は、法第35条第1項の規定により犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、当該所有者に対し、これを飼養することができない理由を確認し、当該理由に応じて必要な指導又は助言をすることができる。

2 知事は、法第35条第1項の規定による犬又はねこの引取りにつ

いて、あらかじめ引き取る日時その他必要な事項を指定することができる。

(野犬等の捕獲及び収容)

第12条 知事は、飼い主の判明しない犬又は第7条第1号の規定に違反して係留されていない飼い犬(以下「野犬等」という。)を、その職員又は知事が指定する者(次項において「職員等」という。)に、捕獲し、及び収容させることができる。

2 職員等は、野犬等の捕獲に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(引取り等をした動物に対する治療等)

第13条 知事は、法第35条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により引き取った犬若しくはねこ若しくは前条第1項の規定により収容した野犬等が疾病にかかり、若しくは負傷しているとき、又は法第36条第2項の規定により犬、ねこ等の動物を収容したときは、これらの動物に対し、治療その他必要な措置を講ずるものとする。

(収容した野犬等の取扱い)

第14条 知事は、第12条第1項の規定により野犬等を収容したときは、飼い主が判明したものについては、その飼い主にこれを引き取るべき旨を通知し、飼い主が判明しないものについては、その種類、収容の日時、収容の場所等を2日間公告するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた飼い主は、当該通知が到達した日の翌日までにその飼い犬を引き取らなければならない。

3 知事は、第1項に規定する野犬等の飼い主が同項に規定する公告の期間の満了の日の翌日若しくは前項に規定する期日までにその野犬等を引き取らないとき、又は第1項に規定する公告の期間の満了の日の翌日までに飼い主が判明しないときは、同項に規定する野犬等を処分することができる。ただし、当該飼い主が、やむを得ない理由によりその野犬等をこれらの期日までに引き取ることができない場合において、相当の期間内にこれを引き取る旨を申し出たときは、その期間内は、これを処分しないものとする。

4 前3項の規定は、法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取った犬又はねこ及び法第36条第2項の規定により収容した犬、ねこ等の動物について準用する。

(動物の譲渡)

第15条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこ、前条第3項の規定により処分することができることとなった野犬等又は同条第4項において準用する同条第3項の規定により処分することができることとなった犬、ねこ等の動物を、その飼養を希望する者で、適正に飼養することができるものと認めるものに譲渡することができる。

(野犬等の駆除)

第16条 知事は、野犬等による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため緊急の必要があり、かつ、通常の方法による捕獲が著しく困難であると認めるときは、一定の区域及び期間を定め、薬物を使用してこれを駆除することができる。

2 知事は、前項の規定により野犬等を駆除しようとするときは、同項の区域を管轄する市町村長と協議し、並びに当該区域及びその付近の住民に対してその旨を周知しなければならない。

3 第1項の規定による駆除の方法及び前項の規定による周知の方法は、規則で定める。

第4章 緊急時の措置

(逸走時の措置)

第17条 特定動物の飼い主は、その所有し、又は占有する特定動物が逸走したときは、直ちに、知事その他関係行政機関にその旨を通報するとともに、当該特定動物の捜索、捕獲その他の人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(事故時の措置)

第18条 特定動物の飼い主は、その所有し、又は占有する特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、遅滞なく、発生した事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、飼い犬が人をかんだ場合における当該飼い犬の飼い主について準用する。この場合において、当該飼い主は、同項の規定による届出をした後遅滞なく、当該飼い犬の狂犬病の疑いの有無について知事が指定する獣医師に検診させなければならない。

(災害時の措置)

第19条 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害が発生した場合においてその所有し、又は占有する特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するためにとるべき措置を定め、これらの災害が発生したときは、直ちに、当該措置を実施しなければならない。

(措置命令)

第20条 知事は、飼い主が第6条各号又は第7条第1号の規定に違反している場合において、当該飼い主が所有し、又は占有する動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該飼い主に対し、期限を定めて、当該動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第5章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、飼養施設の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該飼い主の飼養施設を設置する場所その他関係ある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理員)

第22条 法第34条第1項の規定により、法第24条第1項及び第33条第1項の規定による立入検査並びに前条第1項の規定による立入検査及び質問その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから知事が任命する。

(費用の負担)

第23条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくはねこ、法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等の動物又は第12条第1項の規定により収容された野犬等の返還を求める者は、実費の範囲内においてこれらの動物の保管に要した費用及び返還に要する費用として規則で定める

額を負担しなければならない。

(補則)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第25条 第20条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第26条 第21条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)

の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第18条第2項の規定による検診をさせなかった者

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第29条 第9条第1項又は第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(飼犬管理条例の廃止)

2 飼犬管理条例(昭和33年長野県条例第17号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に飼養数が10に達している犬又はねこの飼い主については、この条例の施行の日に第9条第1項の規定による飼養数が10に達したものとみなす。

4 この条例の施行前に附則第2項の規定による廃止前の飼犬管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

6 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の13の項を次のように改める。

13 削除	
-------	--

別表の15の項を次のように改める。

15 動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの	長野市
(1) 第9条第1項の規定による多頭飼養の届出の受理	
(2) 第10条第1項の規定による変更の届出の受理	
(3) 第10条第2項の規定による変更の届出の受	